Ｆターム等を用いた先行技術文献調査外注費（事務費）

特許庁審査第一部　調整課
審査推進室

令和５年度概算要求額　212.9　億円　（　216.1　億円　）

事業の内容

事業目的

特許審査を行うためには、過去にどのような技術が存在しているかを調査する先行技術文献調査を行い、特許出願に記載された技術と先行技術とを対比して特許性の有無を特許審査官が判断することとなりますが、特許審査官の人員数に制限がある中、特許審査業務の一部である先行技術文献調査を外注することによって、特許審査の質を向上させるとともに、効率化・迅速化を促進します。

事業概要

本事業は、特許審査業務の一部である先行技術文献調査を登録調査機関に外注し（※）、登録調査機関の調査業務実施者が作成した調査結果を特許審査官に報告するものです。
（※）先行技術文献調査等の業務は、公正な調査業務や秘密保持の担保のため、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」により定められる要件を満たして、登録調査機関として登録を受けた者のみが実施可能なものです。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

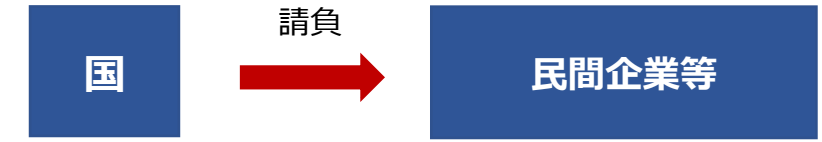

事業の管理
発注計画策定
検収

先行技術文献調査納品
（調査結果説明の実施）

成果目標

「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向け、令和5年度までに、特許の「権利化までの期間」を平均14か月、「一次審査通知までの期間」を平均10か月とすることを目指します。